

(著作権の保護期間に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)(第十八・六十三条(著作権及び関連する権利の保護期間)及び第十八・七十条(集中管理)の規定の実施に関する次の了解を確認する光栄を有します。

(i) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間(千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約(以下「平和条約」という。)(第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。))を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、(i)の事実に関し、並びに日本国とアメリカ合衆国との間におけ

る使用料の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体(以下「集中管理団体」という。)(i)の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びアメリカ合衆国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(米国側書簡)

(訳文)

本代表は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本代表は、更に、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有していることを確認する光榮を有します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(著作権の保護期間に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)(第十八・六十三条(著作権及び関連する権利の保護期間)及び第十八・七十条(集中管理)の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国及びオーストラリアは、協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間(千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約(以下「平和条約」という。)(第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。)を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国及びオーストラリアは、(i)の事実に関し、並びに日本国とオーストラリアとの間における使用料

の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体(以下「集中管理団体」という。)(i)の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国及びオーストラリアは、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びオーストラリアの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光榮を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いであります。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ閣下

(訳文)

(オーストラリア側書簡)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、オーストラリア政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。
二千十六年二月四日にオークランドで

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(著作権の保護期間に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）及び第十八・七十条（集中管理）の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国政府及びカナダ政府は、協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国政府及びカナダ政府は、(i)の事実に関し、並びに日本国とカナダとの間における使用料の効率的

な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国政府及びカナダ政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びカナダの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光榮を有します。

本官は、閣下が、ひとしく通用する英語及びフランス語による返簡により、貴国政府がこの了解を共有していることを確認できれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド閣下

(カナダ側書簡)

(訳文)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、カナダ政府がこの了解を共有していることを確認するとともに、閣下の書簡並びにひとしく通用するフランス語及び英語によるこの返簡が、両政府間の了解を構成することを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド

日本国内閣府副大臣 高島修一閣下

(著作権の保護期間に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）及び第十八・七十条（集中管理）の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国及びニュージーランドは、協定が日本国について効力を生ずる日から協定に従い著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、現在同国において与えられている保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるということを認める。

(ii) 日本国及びニュージーランドは、(i)に関し、並びに日本国とニュージーランドとの間における使用料の

効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を要請し、及び歓迎する。

(iii) 日本国及びニュージーランドは、必要に応じて、(ii)の事項を検討し、又はこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合することができる。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びニュージーランドの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光榮を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

ニュージーランド

貿易大臣 トッド・マッククレイ閣下

(訳文)

(ニュージーランド側書簡)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ニュージーランド政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。
二千十六年二月四日にオークランドで

ニュージーランド

貿易大臣 トッド・マッククレイ

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、二十十三年四月十二日、両国政府が日本国の環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）交渉への参加に先立つ二国間の協議を成功裡に妥結したことを確認した際、TPP交渉と並行して、保険、透明性・貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。

両政府は、二十十三年八月からこれらの非関税措置に関する並行交渉を行ってきました。本使は、両政府が上記の非関税措置に関連する問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。本使はまた、日本国政府に代わって、これらの非関税措置について達成された、この書簡の添付文書に反映されている成果を確認する光栄を有します。両政府は、別段の言及がある場合を除くほ

か、TPP協定が両国について効力を生ずる日までにこれらの成果が実施されることを期待します。本使は、これらの成果が経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大の基礎となることを確信しています。

日本国政府は、経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大のため、二国間の対話のための既存の枠組みその他の適当な方法を通じた作業を継続することにより、アメリカ合衆国政府との対話に取り組む用意があります。

アメリカ合衆国政府に代わってこれらの成果を確認する貴代表の返簡を楽しみにしています。

二十十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

保険

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、株式会社かんぽ生命保険（以下「(株)かんぽ生命保険」といふ。）による日本国における保険の販売について、次の約束及び慣行を確認した。

1 定義

この保険の節において、「日本郵政」とは、日本郵政株式会社（以下「日本郵政(株)」という。）、日本郵便株式会社（以下「日本郵便(株)」という。）及びそれらを承継する団体をいう。

2 日本郵政の販売網へのアクセス

(a) 日本国政府は、次のことを確認することにより、民間の保険サービス提供者に対し、透明性のあるかつ競争的な方法で日本郵政の販売網へのアクセスを与えることの重要性を確認する。

(i) 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号。その改正を含む。）のいかなる規定も、日本郵便(株)に対し、(株)かんぽ生命保険の生命保険商品を取り扱うために(株)かんぽ生命保険との契約を維持することを要求するものでなく、また、他の保険サービス提供者の保険商品を取り扱う日本郵政の能力を競争条件に悪影響を及ぼす方法で制限するものでないこと。

(ii) 郵政民営化法、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号。その改正を含む。）及び日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。その改正を含む。）に基づいて日本郵政が負う保険商品に関するユニバーサルサービスを提供する義務が、(株)かんぽ生命保険以外のサービス提供者の保険商品が(株)かんぽ生命保険の商品と競合する場合においても、日本郵政が当該保険商品を取り扱うことを妨げるものでないこと。

(b) 日本国政府は、日本郵政が、その販売網を通じて民間部門のサービス提供者の商品（(株)かんぽ生命保険の商品と競合するものを含む。）を取り扱うことを含め、自己のサービスを向上させることの便益を認識する。日本国政府は、日本郵政がその販売網を通じて民間の保険サービス提供者の商品（(株)かんぽ生命保険の商品と競合するものを含む。）を取り扱うことを抑制されないことを確保する。日本国政府は、日本郵便(株)が、民間の保険サービス提供者との間の議論を通じて取扱店の数及び場所を決定した上で、その販売網を民間の保険サービス提供者の商品の取扱いのために利用可能とすることを妨げない。日本国政府は、日本郵政による保険商品の取扱いの条件として、日本郵政及び民間の保険サービス提供者が消費者の保護の観点から保険の募集及び提供のための適当な管理体制を維持し

ていることを確保する。

(c) 日本国政府は、日本郵政が、その販売網を通じて販売する保険商品を選択する際、商業的な原則に基づき、かつ、日本郵政と潜在的なサービス提供者との関係にかかわらずその選択を行うことを確認する。

(d) 日本国政府は、日本郵政の販売網へのアクセスを提供する過程において全ての保険サービス提供者に対する無差別及び開放性の原則が適用されることが、(株)かんぽ生命保険と他の保険サービス提供者との間における対等な競争条件の提供の重要な一環を成すことを認識する。日本国政府は、日本郵政がその販売網へのアクセスを提供する際の手続及び原則に関する情報を提供するため、アメリカ合衆国政府の要請に応じ、同政府のための連絡先を利用可能とする。

3 規制上の監督及び取扱

(a) 日本国政府は、T P P協定第十一章附属書十一―B第C節2の規定に従い、同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者よりも(株)かんぽ生命保険による保険サービスの提供について有利となるような競争条件を生じさせないかなる措置(保険業法(平成七年法律第百五号。その改正を含む。))

の執行に関するものを含む。)も採用せず、又は維持しない。

(b) 金融庁は、(株)かんぽ生命保険が新規の保険商品のための申請を提出する場合には、(株)かんぽ生命保険が新規商品を健全に管理する能力を有しているかどうか並びに保険業法及び関連規則の下で求められているその他の内部の管理及びシステム(保険金の支払及び契約者の保護に関するものを含む。)を確立しているかどうかを評価するため、保険業法に基づき、(株)かんぽ生命保険の業務の審査を行う。金融庁は、(株)かんぽ生命保険の業務を審査するに当たり、(株)かんぽ生命保険と他の保険サービス提供者との間に対等な競争条件を提供するため、他の保険サービス提供者に対して適用される基準と同一の基準を適用する。

(c) 日本国政府は、(株)かんぽ生命保険が民営化の過程にあることを考慮し、金融庁郵便貯金・保険監督参事官室が保険業法及び郵政民営化法の双方に基づいて(株)かんぽ生命保険の適切なかつ一貫した監督を確保する責任を有すること、同室及び保険課が共に金融庁監督局長による監督に服すること並びに同室及び同課の存在が決して(株)かんぽ生命保険に対する監督の公平性を損なうものではないことを確認する。

(d) 日本国政府は、総務省の監督責任が(株)かんぽ生命保険を独立の立場で規制する金融庁の権限を妨げないことを確保する。日本国政府は、また、総務省から異動し、又は派遣され、(株)かんぽ生命保険に対する監督責任を有する金融庁職員が金融庁の関連部署の長に対してのみ報告することを確認する。

(e) (株)かんぽ生命保険の株式の五十パーセント以上が売却され、郵政民営化法に基づき(株)かんぽ生命保険の新規商品に関する届出制が開始する場合には、金融庁及び総務省は、(株)かんぽ生命保険がその新規商品の届出を提出するときは、他の保険サービス提供者と対等な競争条件が阻害されているかどうかを評価し、必要な場合には、その評価の結果に基づいて適当な行動をとる。

4 免許の付与に係る手続

(a) 日本国政府は、次のことを確認する。

(i) 二千七年四月二十七日に日本郵政(株)によって提出された実施計画が、金融庁が同種の保険商品を提供する民間のサービス提供者に対して保険業の免許を取得するために提出することを要求する全ての書類を含んでいたこと。

(ii) これらの書類を審査するための手続が、(株)かんぽ生命保険にとって、同種の保険商品を提供する民間のサービス提供者により提出された同様の書類を審査する手続よりも有利なものでなかったこと。

(iii) 金融庁が、民間のサービス提供者が行ったならばその保険業の免許の取消しが正当化される違反を(株)かんぽ生命保険が行った場合には、(株)かんぽ生命保険の保険業の免許を取り消す権限を有していること。

(b) 日本国政府は、(株)かんぽ生命保険が保険業法に基づく保険業の免許を受けるための全ての要件を満たしていることを保証する。

5 透明性

(a) 日本国政府は、外国の保険サービス提供者を含む利害関係者に対して日本郵政グループに関連する法律上、規制上、政策上その他の事項を理解する十分な機会を提供することの重要性を認識し、

(i) 二千十三年十月二十二日、日本国政府が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から受領した(株)かんぽ生命保険と同機構との間の再保険契約の写しをアメリカ合衆国政府に提供した。

(ii) 日本郵政(株)が連結損益計算書を毎年一回公表することを確保するとともに、現在、同計算書が四半期毎に公表されていることを認識する。

(iii) (株)かんぽ生命保険が、同種の保険商品を提供する他の民間のサービス提供者によって発行される同様の書類と同程度の透明性をもって、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表を毎年一回公表することを確保するとともに、現在、これらの書類が四半期毎に公表されていることを認識する。

(b) 日本国政府は、「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する二千九年の日米両首脳への報告書に示された(株)かんぽ生命保険に関する透明性に係る原則についての約束を再確認する。

6 検討手続

両政府は、いずれかの政府の要請に応じ、上記の約束及び慣行に記載された行動の実施について検討を行うため、会合する。

透明性

1 審議会・諮問委員会

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易及び投資に影響を与える規制その他の措置の策定に関し日本国政府に対して助言又は勧告を行うために日本国政府によって設立される審議会その他これに類する組織(以下「審議会等」と総称する。)の設置及び運営に関する透明性の重要性を確認する。

このため、日本国政府は、関係当局が次のことを確保する。

(a) 外国の関係者を含む全ての利害関係者に対し、同様の状況において自国の関係者に対して与えられるものよりも不利でない条件で意見書を提出する有意義な機会を提供することを含め、合理的な規則に従い、利害関係者が審議会等の会合を傍聴し、又は審議会等の会合に出席し、若しくは意見書を提出することを認めること。

(b) 審議会等の設置について適時に公表すること。

(c) 審議会等の会合を公開すること。

(d) 審議会等の各会合について、利害関係者とその会合の日の前に通報されることを確保するため、所管

する省庁のウェブサイトにて会合の通報を掲載すること等により適時に公表すること。

(e) 審議会等が入手可能な議事録その他の文書を、所管する省庁のウェブサイトに掲載すること等により公衆の閲覧及び複製のために入手可能なものとする。

(f) 審議会等の各会合の詳細な議事録（出席者の記録、討議された事項及び得られた結論の完全かつ正確な記述並びに審議会等が受領し、発行し、及び承認した全ての報告書の写しを含むもの）が保管されるよう求めること。

(g) (a)から(f)までの要請のうちいずれかが満たされなかった場合には、利害関係者に対し、審議会等の事務局への苦情申立てを通じ是正を求める機会を提供すること。当該事務局は、受領した意見又は苦情の概要を当該審議会等に報告する。

これらの要求については、関係当局が会合又はその一部を国家の安全保障その他の合理的な理由（関連法令の下で開示を免除される情報の保護等）により非公開とする必要があると決定する場合にのみ、例外が認められる。この場合には、関係当局は、その決定の理由を公表することが求められる。

さらに、日本国政府は、審議会等の設置及び運営のために施行される規則が公に入手可能なものとされ

ること及び審議会等が満たすべき透明性に関する全ての一般的な要求と両立するものであることを確保する。

アメリカ合衆国政府は、連邦諮問委員会法（その改正を含む。）（注）及び実施規則を通じ、行政府に助言を行う連邦政府の諮問委員会の透明性を確保している。

注 アメリカ合衆国法典第五編付録において法典化された第九十二議会の公法第四百六十三号

連邦諮問委員会法及びその実施規則は、省庁に対し次の事項を公衆に提供することを求めることにより、連邦政府の諮問委員会の設立、運営及び終了における透明性について厳しい要求を課している。

・ 諮問委員会の設置の事前の通知（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第九節(a)(2)

・ 予定されている会合の事前の通知（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第十節(a)(2)

・ 諮問委員会の記録への同時のアクセス（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第十節(b)

・ 諮問委員会への情報提供の機会（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第十節(a)(3)

・ インターネット上の<http://www.facedatabase.gov>における連邦政府の諮問委員会及びそれらの活動に関する情報へのアクセス

「諮問委員会の会合は、当該諮問委員会の作業が機密の資料、財産的価値を有する営業上の情報又は個人情報に関わるものである場合等、法律上会合を非公開とすることができる特定の状況にある場合を除くほか、公開することが求められる。

アメリカ合衆国の法令に基づく透明性に関する要求の詳細は、<http://www.gsa.gov/portal/category/21244>で入手することができる。

2 公衆による意見提出の手続

両政府は、T P P 協定第二十六・二条4の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

投資・企業等の合併及び買収

1 コーポレート・ガバナンス（独立役員）

二千十四年六月に改正された会社法（平成十七年法律第八十六号）及びその関連する省令の内容は、次のとおりである。

- (a) 親会社の取締役、使用人等の個人を除外することにより、社外取締役の資格要件を強化する。
- (b) 少なくとも一名の社外取締役を置いていない上場会社に対し、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示し、及び定時株主総会において説明することを求める。
- (c) 社外取締役の利用を促進するための手段として、監査等委員会の形式によるコーポレート・ガバナンスを導入する。

改正された会社法は、二千十五年五月一日に施行された。日本国政府は、改正法の施行から二年後に、追加的な行動（上場会社が少なくとも一名の社外取締役を置くことを義務付けることを含む。）が必要かどうかを決定するため、コーポレート・ガバナンスに関するルールを再検討する。また、改正された会社法に沿って、東京証券取引所に上場している会社が社外取締役である独立役員を少なくとも一名以上確保

するよう努めなければならないとする東京証券取引所の上場規程の改正が、二千十四年二月に施行された。さらに、東京証券取引所は、二千十五年六月一日にコーポレートガバナンス・コードを策定した。同コードは、その実施に当たって「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用し、及び上場会社が独立社外取締役を少なくとも二名選任すべきであるとしている。

2 買収に対する防衛

日本国政府は、取締役が企業価値及び株主の共通の利益を向上させる買収を阻止するために買収防衛策を使用することは不適切であることを認識する。このことに関連して、上記1に記載する独立役員に関する措置は、そのような結果を防ぐことに寄与し得る。日本国政府は、検討し、及び可能な場合には行動をとるため、買収防衛策に関する意見及び提言を受け付ける。

3 規制改革

日本国政府は、二千二十年までに外国からの対内直接投資残高を少なくとも倍増させることを目指す日本国政府の成長戦略に沿って、外国からの直接投資を促進し、並びに日本国の規制の枠組みの実効性及び透明性を高めることを目的として、外国投資家その他利害関係者から意見及び提言を求める。意見及び提

言は、その実現可能性に関する関係省庁からの回答とともに、検討し、及び可能な場合には行動をとるため、定期的に規制改革会議に付託する。日本国政府は、規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる。

知的財産権

両政府は、T P P協定第十八章（知的財産）の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

私的使用のための複製の例外

著作権の保護の範囲に関し、日本国の文化審議会著作権分科会は、私的使用の例外の範囲について検討し、二十九年、私的使用の例外は違法なソースからの録音録画物のダウンロードには適用されるべきではないとすることが適当である旨結論付けた。

日本国政府は、私的使用の例外があらゆる違法なソースからの他の著作物のダウンロードに適用されないようにすべきかどうかについて、可能な限り速やかに、遅くともT P P協定が両国について効力を生ずる時まで、著作権分科会に再び諮る。アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、この過程を円滑にするため、この点について関連情報を交換する。

両政府はまた、アジア太平洋地域における知的財産権（マンガ、アニメ、ソフトウェア、書籍等、著作権による保護の対象となる著作物に関するものを含む。）の保護の強化に向け、両国が取組を継続するこ

とが重要であることを認める。

規格・基準

1 アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、貿易の不必要な技術的障害の撤廃、透明性の向上、規制に関する更なる協力及び規制に関する良い慣行の促進等によりアメリカ合衆国と日本国との間の物品の貿易を円滑にするため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次のことを任務とする。

- (a) いずれかの政府によって立案され、制定され、又は適用される強制規格、任意規格及び適合性評価手続について、いずれかの政府が提起した特定の貿易上の懸念に対処すること。
- (b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する協力を強化すること。
- (c) 世界貿易機関設立協定の貿易の技術的障害に関する協定に基づく義務に従って、関連する国際的な規格、指針及び勧告を強制規格及び適合性評価手続の基礎として更に使用することを促進すること。
- (d) いずれかの政府によって立案され、制定され、又は適用される強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報を適時に交換すること。

(e) 適当な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続を立案し、制定し、又は適用するために各政府によって用いられる過程又は手続を改善させる方法（情報を提供するための合理的な機会を利害関係者に与え、当該情報を措置の策定の際に考慮することを含む。）を特定すること。

3 作業部会は、各政府の職員から構成され、両政府が決定する時期及び場所において、並びに両国政府が決定する手段によって会合を開催する。

政府調達

1 入札談合

日本国政府は、入札談合及び関連する反競争的な慣行に対抗するための厳格な制裁を課し、及び罰則を科すことに加えて、次のことを行うことによるものを含む防止措置を実施する。

(a) 中央政府の調達機関によるカルテル、入札談合及びなれ合いの防止に関する研修プログラムを定期的
に実施すること並びに地方政府の機関並びに特殊法人及び独立行政法人(注)による同様のプログラムの
実施を支援すること。

注 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(いわゆる官製談合

防止法) 第二条第二項に規定する法人であつて、http://www.jfrc.go.jp/en/legislation_gls/List_of_entities_files/List_of_entities.pdfに掲げるものを含む。

(b) 職員による自らが監督し、又は規制する企業(注)への求職、政府による職員及び退職した職員の再
就職のあつせん並びに退職した職員による退職前の政府内での在職部署に対する便宜の要求を禁止する
ことにより利益相反の排除を要求する国家公務員法を執行すること。

注 これらの企業の類型は、職員の退職管理に関する政令(平成二十年十二月二十五日政令第三百八十九号)に定める。

(c) 透明性のある競争的な調達機会を強化するために調達の過程の徹底した調査を実施する第三者監査機
関を中央政府の機関、地方政府の機関並びに特殊法人及び独立行政法人(注)において設置するための
指針を提供し、その設置を促進すること。

注 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に規定する法人及び閣議決定「独立行政法人の契約状況
の点検・見直しについて」に規定する独立行政法人であつて、http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000038.html及びhttp://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjiyoku/files/18_1aa.pdfに掲げるものを含む。

日本国政府は、入札談合及び関連する反競争的な慣行を撲滅するため、全ての可能な措置(国内法の厳
格な執行によるものを含む。)をとることについての約束を確認する。

2 入札過程の改善

日本国政府は、次の措置の実施を通じ、入札の決定における透明性を高め、及び資格を有する入札者に
よる更なる参加を可能にする。

(a) 中央政府の機関及び地方政府の機関による電子入札システムの利用を拡大し、それにより全ての関係

者に対して参加の機会を拡大し、及び一層の透明性を確保すること。

- (b) 中央政府の機関、特殊法人及び独立行政法人（注1）並びに都道府県及び主要な市の政府を対象とし、検索可能な形式により、日本語及び英語の双方で直接調達の公示及び招請にアクセスすることができるオンライン・サイト（注2）の利便性を向上させること。

注1 世界貿易機関の政府調達協定の我が国の付表三及び政府調達に関する自主的措置に示され、また、<http://japan.kantei.go.jp/procurement/2014/ch/1-5FY2014chi-5.pdf>に掲げられている機関を含む。

注2 日本政府は、次の日本の政府調達のオンライン・データベースが、二千十六年二月四日現在利用可能であることを認識し、<https://www.jetro.go.jp/en/database/procurement/>

- (c) 従前の政府調達に関する情報及びデータ（例えば、見積額及び最終入札額、落札者、入札期日並びに調達機関）を公に利用可能にし、かつ、公衆による検索を可能にするため、日本政府が二十四年に立ち上げた国の公開データのポータル・ウェブサイト（注）を維持すること。

注 公開データカタログ情報ポータルサイト (<http://www.data.go.jp/?lang=english>)

- (d) 公開され、かつ、透明性のある入札手続の実施を確保するため、物品及びサービスの政府調達に関す

る苦情を受理し、審査する政府調達苦情検討委員会の効果的な、かつ、差別的でない運用を確保すること。

- (e) 不当に競争を制限する慣行（物品又はサービスの複数の調達の単一の調達への統合が不当に競争を制限することとなる場合における当該統合を含む。）を禁止することにより、外国の供給者の参加が妨げられないことを確保すること。

- (f) 特定の供給者に対し、調達計画の公示に先立ち、予定価格又は他の供給者が入手することができない調達に関するその他の情報を提供するような行為を含め、調達機関が一の供給者の便宜を図り、及び入札の公正を害する行為を行うことを禁止すること。

- (g) 世界貿易機関の政府調達協定の下で生ずる義務を履行し、及び政府調達手続に関する運用指針等に従い同協定の水準を上回る水準の自主的な措置を更にとること。

競争政策・手続の公正な実施

1 二千十三年十二月に改正され、その改正が二千十五年四月に施行された独占禁止法（昭和二十二年法律第五十四号）は、公正取引委員会による独占禁止法の執行における手続の公正な実施及び透明性を更に強化することに次の方法により貢献するものである。

(a) 違反行為に対する命令についての独立した審判

改正された独占禁止法の下、公正取引委員会の命令についての公正取引委員会による行政上の審判は廃止され、排除措置命令及び課徴金納付命令を含む公正取引委員会の命令についての不服申立ての第一審としての管轄は、東京地方裁判所に移管された。

(b) 証拠へのアクセス

改正された独占禁止法の下、意見聴取手続の通知を受けた時から意見聴取手続が終結するまでの間、各違反被疑事業者が自社の従業員の供述を録取したものを謄写することが認められること等により、公正取引委員会が事実認定のために用いた証拠への被疑事業者によるアクセスが向上した。

(c) 命令前の手続

命令前の手続に関し、改正された独占禁止法は、事件の調査に関与していない公正取引委員会の職員が、命令の名宛人となるべき者からの意見聴取手続を主宰するよう指定されるとともに、命令前の手続において、命令の名宛人となるべき者は審査官に質問をすることができる旨を規定している。

2 日本国政府は、1の改正によって扱われていない公正取引委員会の審査手続に関する他の事項を認識し、独占禁止法の一部改正法の附則第十六条の規定に従って公正取引委員会の審査手続について検討を行う「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催した。同懇談会は、議論の結果、二千十四年十二月に報告書を発出した。同報告書は、立入検査、弁護士・依頼者間秘匿特権及び供述聴取に関する公正取引委員会の審査手続について検討し（注、場合により、公正取引委員会が立入検査及び供述聴取に関連する事項に関する同委員会の手続をマニュアル又は指針に明記するよう提言した。公正取引委員会は、同懇談会の報告書を考慮に入れ、二千十五年十二月に指針を公表した。

注 日本国政府の内閣府のウェブサイトを、独占禁止法審査手続についての懇談会報告書（二千十四年十二月二十四日）
（<http://www8.cao.go.jp/chousei/tokkin/finalreport/body-english.pdf>）を参照。

日本国政府は、独占禁止法の執行に最大限の努力を払う。

秘密保持に関し、公正取引委員会は、独占禁止法第三十九条及び国家公務員法第百条（昭和二十二年法律第二十号）の規定に従い、公正取引委員会の職員が引き続き守秘義務を遵守することを確保する。

急送便

1 内部相互補助

日本国政府は、更なる透明性を確保するため、日本郵便株式会社（以下「日本郵便（株）」という。）が毎年一回、日本国の法令に基づく標準的な会計原則に従い、自社の国際スピード郵便（以下「EMS」という。）に関する収支計算書を開示することを確保する。総務省は、必要な措置の検討を開始しており、可能な限り早期に当該必要な措置をとることを完了する意図を有する。

2 税関における取扱

両政府は、万国郵便条約第九条の規定に基づき、国際郵便におけるサプライチェーンの安全性を強化するため、万国郵便連合の加盟国政府によって採択され、及び各加盟国の郵便事業者によって実施される電子的な提出の要件を満たすため並びに郵便物に適用される税関手続の効率性に寄与するため、国際郵便物に関する事前の電子データの提供を支援する運用上の進展に積極的に貢献する。両政府は、これらの取組と並行して、日本郵便（株）及びアメリカ合衆国郵便庁が国際郵便物（外国宛てEMSを含む。）に関するこうした事前の電子データの提供のための多数国間の場におけるパイロット・プログラムへの参画を強

化することを強く期待する。このことは、例えば、万国郵便連合又はカハラ・ポスト・グループで行われている事前の電子データに関する取組を通じて達成される。

衛生植物検疫 (SPS)

1 収穫後の防かび剤

厚生労働省は、収穫前及び収穫後の両方に使用される防かび剤について、農薬及び食品添加物の承認のための統一された要請及び審議の過程を活用することにより、合理化された承認過程を実施する。

当該要請の過程においては、防かび剤の収穫前及び収穫後の使用のための承認を受けるために一組の資料が必要とされる。

薬事・食品衛生審議会における審議の過程においては、農薬・動物用医薬品部会及び添加物部会が合同で審議を行う。

2 食品添加物

日本国政府は、四十六品目の国際汎用添加物から成る二十二年のリストのうちまだ指定されていない四品目全てについて、追加的な資料の収集に要する期間を除くほか、原則としておおむね一年以内に食品添加物として認めることを完了することを決定した二十二年七月十日付けの閣議決定を誠実に実施することを確認する。

3 ゼラチン・コラーゲン

厚生労働省は、牛（米国産牛を含む。）由来のゼラチン及びコラーゲンの食用としての使用について、食品安全委員会に危険性の評価を実施することを要請し、二十四年十月に食品安全委員会から危険性の評価の報告書を受領した。同報告書は、厚生労働省が提案した管理措置がとられることを条件として、ゼラチン及びコラーゲンの輸入規制の改正による人の健康に対する危険性は無視できると結論付けた。厚生労働省は、当該報告書に基づき、ゼラチン及びコラーゲンの輸入規制を緩和した。

（米 国 側 書 簡）

（訳文）

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、二十三年四月十二日、日本国の環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）交渉への参加に関する二国間の協議を成功裡に妥結したことを確認しました。本代表の前任者と佐々江賢一朗大使との間の往復書簡に反映されているように、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性・貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。

両政府は、二十三年八月からこれらの非関税措置に関する並行交渉を行ってきました。本代表は、両政府が上記の非関税措置に関連する問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。本代表はまた、アメリカ合衆国政府に代わって、これらの非関税措置について達成された、貴使の書簡の添付文書に反映されている成果を確認する光榮を有します。両政府は、別段の言及がある場合を除くほか、TPP協定が両国について効力を生ずる日までにこれらの成果が実施されることを期待

します。本代表は、これらの成果が経済成長の更なる強化並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大の基礎となることを確信しています。

本代表は、経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大のため、二国間の対話のための既存の枠組みその他の適当な方法を通じた作業を継続することにより、将来生起し得る非関税措置に関する特定の問題について日本国政府と更なる対話を行う見通しを歓迎します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎閣下

(著作権の保護期間に関するオーストラリア側書簡)

(訳文)

本大臣は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の署名に関し、次のことを確認する光栄を有します。

- 1 TPP協定に基づき著作権及び関連する権利に関して日本国において与えられる新たな保護期間が、同国における現行の保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づくものを含む。）を超えること。
- 2 オーストラリアは、1の事実を踏まえ、TPP協定が日本国及びオーストラリアの双方について効力を生ずる日以後、平和条約第十五条(c)の規定に基づいて与えられる著作権の保護に関する権利を行使しないことを決定したこと。

本大臣は、TPP協定が、今後、我々の地域における経済成長を促進させることを確信するとともに、TPP協定が日本国とオーストラリアとの間の緊密な関係を更に強化することを期待します。

二千十六年二月四日

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュウ・ロブ

日本国経済再生担当大臣 石原伸晃閣下